

# 業務指示書

## イラク国南部上下水道開発計画に係る情報収集・確認調査

### 第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構(JICA) (以下「機構」という。) が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等 (以下「コンサルタント」という。) により実施する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントはこの業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等を機構に提出するものとします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限：2015年2月25日 12時 まで

問合せ先：調達部契約第二課 真野 修平 Mano. Shuhei@jica. go. jp

質問に対する回答：2015年3月2日 までに機構ホームページ上に行います。

### 第2 業務の目的・内容に関する事項-----別紙のとおり

### 第3 業務実施上の条件-----別紙のとおり

### 第4 共同企業体の結成並びに補強の可否等

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、競争を促進するために、必要最低限の範囲で共同企業体の結成を認める場合があります。

(各項目の ( ) に○を付したものが、指示内容です。)

#### 1 共同企業体の結成の可否

( ) 認めません。

( ) 認めます。

(○) 認めます。ただし業務主任者(総括)は、共同企業体の代表者の者とします。

( ) 「各単位の共同企業体の結成を認めず」ただし業務主任者(総括)は、共同企業体の代表者の者とします。

( ) 国庫情報調査、中央調査(官民)および調査参加コンサルタント

は、構成員には含まれません。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員になれません。

注2) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

注3) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付し、プロポーザルに共同企業体結成の必要性を記載してください。

#### 2 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある(原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。) 技術者の他業務従事状態から望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は自社では確保が困難な担当分野である場合、自社と雇用関係のない技術者の「補強」を認める場合があります。

(各項目の ( ) に○を付したものが、今回の指示内容です。)

( ) 全ての業務従事者について、補強を認めません。

(○) 以下の要件で、補強を認めます。

- 1) 共同企業体でプロポーザルを提出する場合は、代表者及び構成員ともに、現地業務に従事するそれぞれの業務従事者数（通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く）の1/2まで補強を認めます。
- 2) 共同企業体を結成しない場合に限り、現地業務に従事する全業務従事者数（通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く）の3/4まで補強を認めます。

【業務主任（総括）について】

( ) 業務主任者（総括）については補強を認めません。

(○) 業務主任者（総括）について補強を認めます。ただし、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者（副総括）の配置は認めません。

【その他の業務従事者について】

( ) 次の項目については補強を認めません。

( ) 協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

からの補強は認めません。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。

注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 資格停止期間中のコンサルタントからの補強は認めません。

注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては同意書をプロポーザルに添付してください。

評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。

注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳については、補強を認めます。

### 3 外国籍人材の活用

(各項目の ( ) に○を付したものが、今回の指示内容です。)

( ) 外国籍人材の活用を認めます。

(○) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。

( ) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

- ・プロポーザルを提出する法人に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの
- ・プロポーザルを提出する法人の外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材。

## 第5 プロポーザルに記載されるべき事項

### 1 コンサルタントの経験、能力等

- (1) 類似業務の経験
- (2) 業務実施上のバックアップ体制等
- (3) その他参考となる情報

注) 類似業務：上下水道整備における案件形成に係る各種業務

### 2 業務の実施方針等

- (1) 業務実施の基本方針等
- (2) 業務実施の方法
- (3) 作業計画
- (4) 要員計画
- (5) 業務従事者毎の分担業務内容
- (6) 現地業務に必要な資機材
- (7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
- (8) その他

注1) (1)と(2)を併せた記載分量は、20ページ以下としてください。

注2) (4)要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、または遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定するものとします。  
なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認するものとします。

### 3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

#### (1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

(各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

(○) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

( ) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強とすることは認めない）。副業務主任者は名を上限とする。

注) 業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合、3点の加点を行います。（「第9 プロポーザルの評価」参照）。

#### (2) 評価対象業務従事者の経験、能力等

##### 【業務主任者（総括／上下水道整備計画）】

（業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）も同様の項目）

- 1) 類似業務の経験：上下水道整備計画
- 2) 対象国又は同類似地域：イラク 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語

- 4) 業務主任者等としての経験
- 5) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 6) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 上水道整備計画】

- 1) 類似業務の経験：上水道整備計画
- 2) 対象国又は同類似地域：イラク 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 下水道整備計画】

- 1) 類似業務の経験：下水道整備計画
- 2) 対象国又は同類似地域：評価せず
- 3) 語学力：語学評価せず
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

## 第6 プロポーザルの提出手続き等

### 1 プロポーザルの提出期限、提出場所、提出物

- (1) 期限：2015年3月6日 12時
- (2) 場所：本機構本部1階 調達部受付
- (3) 提出物：プロポーザル 正1部 写4部  
見積もり 正1部 写1部（次項第7参照）

### 2 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名がないとき
- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) プロポーザル提出者（共同企業体構成員を含む）が全省庁統一資格結果通知書を取得していない、またはJICAの事前の資格審査を受けていないとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) 機構が定める「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年規程（調）第42号）に基づく資格停止を受けている期間中である者又は当該者が構成員となる共同企業体からプロポーザルが提出されたとき（なお、プロポーザルの提出後であっても本指示書第8.2による審査結果の通知前に資格停止を受けたものを含みます。）
- (7) 虚偽の内容が記載されているとき
- (8) 前号に掲げるほか、本指示書又はコンサルタント契約関連規程に違反したとき

## 第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り（消費税を含まない）及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出して下さい。見積書の作成に当たっては「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」を参照してください。

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

- 4 (各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

(各項目の ( ) に○を付したものが、指示内容です。)

- ( ) 本業務における一般業務費の見積りについては、定率化方式とし、一般業務比率の上限は、
- ( ) 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。
- (○) 第2、第3で記載した事項のうち下記については、分けて見積って下さい。  
安全対策特別経費
- (○) 現地の治安状況が不安定であることから、業務従事者に対し、戦争保険(戦争危険担保特約)あるいはこれに相当する保険を付保することができます。付保する場合は、その経費を見積もって下さい。
- (○) 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。  
航空運賃を見積る場合には、ZONE-PEX運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について/通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラス正規割引運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。  
なお、実際の航空券の手配にあたっては、上記見積額を上限としつつも、業務実施上の必要による経路の変更、予約の変更等の必要な緊急時の対応も考慮しつつ、より効率的であるとともに経済的な航空券の手配に努めてください。
- ( ) 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。  
航空運賃を見積る場合には、エコノミークラス普通運賃と制限付エコノミークラス(Y2)を比較のうえ、より安価な運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について/通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラスの正規運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。

(IQD1 = 0.102 円, JOD1 = 166.929 円, US\$1 = 117.93 円, EUR1 = 133.23 円)

## 第8 プレゼンテーション

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価をおこなうために、業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求める場合があります。

(各項目の ( ) に○を付したものが、指示内容です。)

(○) プレゼンテーションは実施しません。

( ) プロポーザル評価の一環として、以下の要領でプレゼンテーションを行っていただきます。その際、

( ) 業務主任者がプレゼンテーションを行ってください。ただし、業務主任者以外に1名の出席を認めます。

( ) 業務主任者又は副業務主任者、若しくは両者が共同してプレゼンテーションを行ってください。  
なお、業務主任者または副業務主任者のみがプレゼンテーションを行う場合は、業務主任者または副業務主任者以外に1名の出席を認めます。

(1) 実施時期：

～

(各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)

(2) 実施場所：独立行政法人国際協力機構

会議室

(3) 実施方法：

- 1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。
- 2) 機材を使用する場合は、コンサルタント等が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、  
(以下、各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

- ( ) テレビ会議システムによる上記(2)の実施場所以外からの出席を認めません。
- ( ) テレビ会議システムによる上記(2)の実施場所以外からの出席を認めます。その場合は、上記(2)の実施場所以外でのテレビ会議システムの準備はコンサルタント等が行うものとし、プロポーザル提出時、接続先等(接続先名、ISDN番号、使用機器のメーカー名・銘柄、担当者のアドレス・電話番号)を調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、  
条件等は、以下のとおりです。
- a) 本邦以外の場所より、ISDN回線を用いてコンサルタント等からJICA-Netに接続し、指定された実施日時にテレビ会議実施が可能な場合は、認めます。
  - b) JICA在外事務所のJICA-Netを使用しての出席は認めません。ただしJICA在外事務所主管案件の場合は、当該主管事務所からの出席を認めます。
  - c) 接続にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。ただしJICA在外事務所主管案件で、当該主管事務所より出席する場合は、この限りではありません。

## 第9 プロポーザルの評価

### 1 プロポーザルの評価基準

本件業務では別紙のプロポーザル評価表に従いプロポーザルの評価(技術評価)を行います。

業務管理グループにおける副業務主任者(副総括)は業務主任者(総括)と同様の項目・基準で評価を行います。

注) 業務管理グループを認める全案件(業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く)においては、業務管理グループとしてシニア(46歳以上)と若手(35~45歳)が組んで応募する場合(どちらが総括でも可)、一律3点の加点(若手育成加点)を行います。なお、45歳以下でも上位格付認定により1号以上となる場合は「シニア」とみなし、「若手」と組んだ場合は加点対象とします。(年齢は当該年度(公示日の属する年度。再公示の場合は再公示日の属する年度。)4月1日時点での満年齢とします。)ただし、「1. コンサルタント等の法人としての経験・能力」、「2. 業務の実施方針」、「3. 業務従事予定者の経験能力」の合計が70点未満の場合は、加点は行いません。

技術評価及び若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1順位と第2順位以下との差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を参考として交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。

#### (1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

総括/上下水道整備計画  
上水道整備計画  
下水道整備計画

#### (2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

5.25 M/M

### 2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルは当機構で評価・選考の上、2015年3月19日(木)までにプロポーザルを特定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

### 3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目を機構ホームページに公開することとします。

(1) プロポーザルの提出者名

- ・契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

(2) プロポーザルの提出者の評価点

- ・以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

- ①コンサルタント等の法人としての経験・能力
- ②業務の実施方針等
- ③業務従事予定者の経験・能力
- ④若手育成加点\*
- ⑤価格点\*

\*④、⑤は該当する場合のみ（若手育成加点及び価格点については「第9 プロポーザルの評価  
1 プロポーザルの評価基準」参照）。

- ・基準点に達しない者については「基準下」とのみ記載する。

### 第10 その他

1 配布・貸与資料

機構が配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないで下さい。

2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。

4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル（正）及び見積書（正）は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

6 プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

(1) 「プロポーザル作成ガイドライン」：

JICAホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「調達ガイドライン コンサルタント等の調達」>>「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal.html>)

(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。

(2) 業務実施契約に係る様式：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約」

(URL: [http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul\\_g/index\\_since\\_201404.html](http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html))

### (3) 規程：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式>>規程」

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html>)

### (4) 調達ガイドライン（コンサルタント等契約）：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式>>調達ガイドライン コンサルタント等の調達」

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

## 7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報を機構ホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

### (1) 公表の対象となる契約相手方取引先（共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。）

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、当機構で役員を経験した者が再就職していること、又は当機構で課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. 当機構との間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

### (2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、当機構での最終職名（氏名は公表しない。）

イ. 契約相手方の直近の財務諸表における当機構との取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

### (3) 当機構の役職員経験者の有無の確認日

当該契約の締結日とします。

### (4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

## 8 本体事業からの排除

以下、各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

( ) 本件受注コンサルタント（JV構成員及び補強を含む。）は、本業務（協力準備調査）の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理契約以外の役務及び財の調達から排除される（その場合は、受注コンサルタント等が製造、販売する資機材も排除される）見込みです。

( ) 本件受注コンサルタント（JV構成員及び補強を含む。）及びその関連会社／系列会社（親会社を含む。）は、本業務（詳細設計）の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理業務（調達補助を含む。）以外の役務（審査、評価を含む。）及び財の調達から排除されます。

## 9 案件の延期又は中止について

治安の急変等により案件が延期又は中止になることがありますので、予めご留意ください。

以 上



プロポーザル評価表  
イラク国南部上下水道開発計画に係る情報収集・確認調査

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(30.00)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	12.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	12.00	
(3) 要員計画等の妥当性	6.00	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）		
3. 業務従事予定者の経験・能力	(60.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力／ 業務管理グループの評価 <small>（本案件では副業務主任者の配置（業務管理グループ）を認めません。）</small>	(30.00)	
	業務主任者 のみ	業務管理 グループ
①業務主任者の経験・能力 総括／上下水道整備計画	(30.00)	( )
ア) 類似業務の経験	12.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	3.00	
ウ) 語学力	5.00	
エ) 業務主任者等としての経験	6.00	
オ) その他学位、資格等	4.00	
②副業務主任者	( - )	( )
カ) 類似業務の経験	-	
キ) 対象国又は同類似地域での業務経験	-	
ク) 語学力	-	
ケ) 業務主任者等としての経験	-	
コ) その他学位、資格等	-	
③体制、プレゼンテーション	( )	( )
サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション		
シ) 業務管理体制 <small>（今回は評価の対象としません）</small>	-	
(2) 業務従事者の経験・能力： 上水道整備計画	(15.00)	
ア) 類似業務の経験	7.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2.00	
ウ) 語学力	3.00	
エ) その他学位、資格等	3.00	
(3) 業務従事者の経験・能力： 下水道整備計画	(15.00)	
ア) 類似業務の経験	10.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等	5.00	
(4) 業務従事者の経験・能力：	( )	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(5) 業務従事者の経験・能力：	( )	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
総合評点	[ 100.00 ]	

## 第2 業務の目的・内容に関する事項

### 1. 業務の背景

長年の経済制裁と紛争により、経済・社会に大きな打撃を受けたイラクは、戦後、国際社会の支援を得ながら、復興を進めている。

イラクの上水道セクターは、イラン・イラク戦争や湾岸戦争等紛争以前の上水供給状況は近隣諸国の中でも良好なものであったが、1980年代以降の経済制裁や紛争等により十分な維持・管理、拡張等が行われておらず、状況は悪化している。

日本政府はこうした状況を鑑み、イラク第二の都市であるバスラ市(隣接するハルサ市を含めた人口は約100万人)に対して、2005年度に円借款「バスラ上水道整備事業」を実施する等、協力を行っている。イラク政府は上水道セクターを中心とした基礎インフラの整備・復興を最重要課題として据えており、イラク国家開発計画においても上水道セクターにおける普及率向上と水質改善を進める方針を示している。我が国が支援する事業以外にもバスラ県アル・クルナ市、ディカール県アル・レファエイ市等で老朽化した既存の浄水場の整備や新規浄水場の建設、送水網強化、淡水化施設の整備等が計画されている。しかしながら、イラクでは人口増加率が年2.5%を超え、増加の一途を辿っており、今もなお十分な量の水が供給されていない。例えば、ムサンナ県の中心都市であるサマーワ市は現在人口30万人(水需要75,000m<sup>3</sup>/日)であるが、現在の普及率は80%に満たない。一方、現在実施中の「イラク南部水セクターの現状に係る情報収集・確認調査」から得られた予測では、今後人口は2025年に42万人程度まで増加し、175,000m<sup>3</sup>/日の水需要を満たす必要があると想定されており、将来の需要増加に対する給水能力強化(老朽施設のリハビリを含む)の取り組みが不可欠となっている。また、水質についても塩分濃度が非常に高く、満足できる水準に達していない等深刻な問題を抱えている。更には、浄水場ごとに給水エリアが固定されており、ある給水エリアにおける水不足を他の浄水場がカバーするための送・配水管網が整備されておらず、計画的・効率的な給水ができていない状況。この問題はイラク南部のバスラ以外の各市においても深刻さを増している。加えて、既存の配水管の多くが1960年代以前に敷設されたものであり、施設の老朽化が著しい中、その後の十分な維持・管理が行われていないため、漏水率は50%程度と高いレベルにあると推定されている。

また、今後上水道整備と並行して下水道整備を行わなければ各市の衛生環境が悪化する恐れがあり、下水道整備も上水と並んで必要となっている。下水道設備においても、多くが80年代までに建設された施設であり、老朽化が著しい。イラク南部で最も発展しているバスラ県でさえ下水道普及率は65%、それもバスラ市内に集中しており、郊外の普及率は0~30%に留まっている。他県における整備状況は更に厳しいと見られている。将来需要を見据えた計画策定に向け、情報収集が必要となっている。

イラク南部はイラク国内において比較的治安が安定しており、本邦企業の進出も他地域

に比して一定程度見られる。こうした事情からも今後同地域において、老朽化した上下水道施設を整備することは本邦企業進出という観点からも重要である。

このように、イラク南部における上下水道整備計画の見直しは急務であり、そのためには現状の情報収集が必要であった。

以上を受け、JICAはイラク政府の上下水道整備計画の策定、上下水道整備・管理能力の強化に関する今後の支援を念頭に、同セクターの情報を取りまとめ、イラク全土における上下水道整備の状況を把握したうえで、今回調査対象となっている南部（特にバスラ県）の上下水道セクターの開発状況・運用・維持管理体制を確認し、支援対象としての優位性を判断することを目的として2014年2月から「イラク南部水セクターの現状に係る情報収集・確認調査」を実施中である（2015年3月完了予定）。

同調査の過程で、イラク南部の上水セクターに関してはムサンナ県の県都であり、一時我が国の自衛隊も駐留したサマーワ市において、水源開発及び管網の整備が十分に進んでおらず、上水道の整備計画が検討されていることが確認された。また、下水セクターに関しては、サマーワ市郊外で下水道が十分に整備されておらず、60,000m<sup>3</sup>/dayの汚水量を処理するための下水処理計画が必要であることが確認されている。更に、人口が急増するディカール県の県都であるナシリア市（人口約50万人）では100,000m<sup>3</sup>/dayの汚水が発生する一方で下水道が未整備であり、新たな事業計画が検討されていることが確認された。加えて、バスラ県第二の人口（約60万人）を擁する港湾拠点都市のズベイル市においても、120,000m<sup>3</sup>/dayの汚水量があるものの、下水道の整備が未だ進んでおらず、20%程度の普及率しか達成できていないことが確認されている。

以上のように南部、とりわけサマーワ市、ナシリア市、及びズベイル市の上下水道計画は各種の問題を抱えており、当該地域に対する今後の支援ニーズは高いと思われるが、円借款候補案件の形成促進のためには、現状の課題を特定すべく更なる情報収集と分析が必要である。そのため、事前の基礎情報の収集・確認を行うもの。

なお、本調査の結果を踏まえ、協力準備調査を実施することを想定している。

## 2. 業務の目的

上記の背景を受け本調査は、「イラク南部水セクターの現状に係る情報収集・確認調査」において確認された情報を参照しつつ、イラク政府が同国南部で検討している上下水道整備計画の策定と運用・維持管理を支援するための情報を取りまとめることを目的とする。具体的には、調査対象都市であるイラク南部ムサンナ県サマーワ市、ディカール県ナシリア市またはバスラ県ズベイル市でのの中の一都市において準備中の上下水道整備計画等を活用し、現状の上下水の供給能力・処理能力・管網整備状況・水質・マネジメント能力等の課題を洗い出す。それらの課題を分析し、上下水道整備計画のレビューもしくは新規計画策定に必要な情報の取りまとめ支援や、その運用・維持管理の改善に必要なアクションの検討を行う。

なお、調査実施までに「イラク南部水セクターの現状に係る情報収集・確認調査」で得られた情報に基づき本調査の具体的な対象都市を確定する予定。

### 3. 業務対象地域

イラク南部（ムサンナ県サマーワ市、ディカール県ナシリア市またはバスラ県ズベイル市のいずれかから一都市を選定予定）

### 4. 関係機関

- (1) イラク 公共事業省 (Ministry of Municipalities and Public Works)
- (2) ムサンナ県 (Al-Muthanna Governorate)、ディカール県 (Dhi-Qar Governorate) またはバスラ県 (Basrah Governorate)

### 5. 業務の範囲

本業務は、「2. 業務の目的」を達成するため、JICA 及びイラク側関係機関と十分な意見交換を行ないながら「6. 実施方針及び留意事項」をふまえつつ、「7. 業務の内容」に示す内容の業務を実施し、「8. 成果品等」に示す報告書を作成するものとする。

### 6. 実施方針及び留意事項

#### (1) 調査実施方針

本調査は、短い現地調査期間の中で、対象都市における上下水道整備状況、将来計画を把握・分析し、施設の改修・新規開発の方針を検討するための幅広い情報収集及び計画策定支援が求められる。については、事前の国内準備作業期間において、既存資料の確認・分析、及びイラク側とのメール・電話による事前確認及び調整を適宜実施し、調査・協議方針を整理した上で現地調査に臨むこと。

なお、調査対象地域として現在イラク南部ムサンナ県サマーワ市、ディカール県ナシリア市またはバスラ県ズベイル市のいずれか一都市を想定しているが、調査開始までに対象都市を JICA が確定し、受注者に対して通知する予定である。現地調査に際しては、安全管理上の理由からバスラ県バスラ市を宿泊地とし、対象となる地域の省庁・関係機関を往訪し、上下水道セクターの現状と課題、その具体的内容、関連する制度や将来計画等に関する資料収集、ヒアリング等を行い、今後の計画や現状の改善案を提案することを想定している。

安全管理上の理由から、現地調査は1回毎に10日間を最大とし、3回に分けて実施する。各回の現地調査内容については以下を想定するが、プロポーザルにて効率的・効果的な現地調査スケジュール・内容について提案すること。なお、途中2回予定している整理作業はアンマン（ヨルダン）で実施する。

第1回現地調査（10日程度）：イラク側関係者とのキックオフ、調査対象地域における上

水道・下水道計画の必要性と背景の確認

第2回現地調査（10日程度）：調査対象地域における上下水道計画策定及び運用・維持管理に関わる改善策の検討と提案

第3回現地調査（10日程度）：調査対象地域における上下水道計画策定及び運用・維持管理に関わる改善策の引き続きの検討と提案

## （2）便宜供与等

本調査は JICA が主体的に実施するものであり、イラク連邦からの便宜供与は限定される（現在は現地調査中のミーティング場所・執務スペースの提供、関係省庁との面談アレンジ等を想定）。本調査実施にあたり、コンサルタントは自社の経験を活かして調査を遂行することが求められるが、円滑な調査実施のため、JICA イラク事務所及び JICA 中東・欧州部より上記4.（3）関係機関に示した上下水道分野を担当する省庁等に対し、調査スケジュール通知と調査への協力依頼及びの初回のアポイント取付支援等のサポート、面談等への同行を予定している。

なお、調査開始に当たっては、インセプション・レポート及びパワーポイントを用いた概要説明資料（英語）を作成し、本調査の目的、意義、便宜供与依頼事項等を先方に丁寧に説明したうえで、協力を求めること。

## （3）安全管理

イラクにおける日本人を含めた外国人の活動は、イラク情勢の悪化により非常に制限されている。よって、イラク国内における現地踏査及び面談等を行う際には、JICA イラク事務所および当地大使館の安全管理情報を踏まえること。また、イラクにおける調査地については、現地滞在査証等による制限が予測されるため、イラク国滞在時には JICA イラク事務所との密な情報共有を心掛ける。

ヨルダンにおいても、JICA ヨルダン事務所および当地大使館の安全管理情報を踏まえるとともに、JICA ヨルダン事務所との密な情報共有を心がける。

## （4）JICA 協力実績を踏まえた調査

以下に示すこれまでのイラクの上下水道分野における JICA の協力案件及び調査の実績（その成果、教訓、課題）を事前に把握した上で、調査を実施すること。

- ・バスラ上水道整備事業（円借款）
- ・クルド上水道整備事業（円借款）
- ・バグダッド下水施設改善事業（E/S）（円借款）
- ・中西部上水道セクターローン（円借款）
- ・クルド地域下水道整備事業協力準備調査
- ・イラク南部水セクターの現状に係る情報収集・確認調査

## 7. 業務の内容

本邦における既存資料の収集・整理・分析、現地における上下水道セクター政府関係者や庸人雇用による現地住民からの情報・資料収集や聞き取りを通じて、以下の工程で調査・分析する。本調査の結果は、イラク政府が同国南部で検討している上下水道整備計画の策定と運用・維持管理を支援するための情報を取りまとめることを目的としているため、進捗状況に応じ途中経過を JICA へ報告し、意見交換をしながら検討を進めていくことが求められる。具体的には、以下の時点において必ず会議を行い、当該時点以降の調査の方向性について検討を行う。また、調査報告書に含まれる提言には、本調査終了後に JICA がフォローアップすべき事項を網羅すること。

- ① インセプション・レポート作成時（2015 年 4 月上旬頃）
- ② 第 1 回現地調査実施後（2015 年 4 月中旬）
- ③ 第 2 回現地調査実施後（2015 年 5 月上旬）
- ④ 第 3 回現地調査実施後（2015 年 5 月中旬）

### (1) 第 1 回整理作業期間（2015 年 4 月上旬）

- ア 調査方針・内容に関し、JICA 担当者との協議を行う。
- イ 対象地域下記項目に関し、イラク「南部水セクターの現状に係る情報収集・確認調査」報告書等 JICA 側が準備する資料を含む、既往の調査報告書・都市開発計画の確認を行い、現地調査での作業内容を把握する。
  - 1) 地理・地形
  - 2) 経済・産業
  - 3) 自然（水資源・降水量）
  - 4) 社会状況（人口動向・増減の可能性、住民構成、上下水道整備状況に起因する保健・衛生面への影響）
  - 5) 開発プロジェクトの政府承認に係る制度の確認（国内手続き、関係機関の業務分掌等）
  - 6) 本件に影響を与える可能性のある外部条件等の抽出
- ウ イラク政府が策定した調査対象地域の上下水道整備計画をレビューし、調査対象地域における上下水道セクターの現状、計画の内容を整理・分析する。
- エ 必要に応じてイラク政府の関係省庁・機関（公共事業省、対象県、対象都市）等への質問票を作成し、事前配布する。
- オ インセプション・レポート（現地調査実施計画）及び概要説明資料を作成し、JICA 地球環境部及び JICA 中東・欧州部への説明を実施する。

### (2) 第 1 回現地調査期間（2015 年 4 月上旬～中旬）

調査対象地域において次の業務を行う。

ア インセプション・レポート及び概要説明資料について、イラク関係者向けに説明する。

イ (1)イについて、必要に応じて現地にて情報を収集し、補足する。

ウ (1)エについて、質問票を配布していた場合には配布先から回収・分析する。

エ 対象地域の開発計画を入手し、レビューする。

オ 対象地域での上水道の整備状況について以下を確認する。

1) 上水道整備方針・計画（水需要（生活・農業・工業）の現状と将来予測を含む）

2) 上水道整備状況（サービス区域及び人口、配水量、利用実態、水源（表流水、地下水）、水質、漏水量等）

3) 料金体系、料金徴収状況、補助金、民間資金導入の有無

（利用者の支払い意思額、支払限度額についての情報収集・分析を含む）

カ 対象地域での下水道の整備状況を確認する。

1) 下水道整備方針・計画（処理需要の現状と将来予測を含む）

2) 下水道整備状況（処理人口、処理量等）

3) 料金体系、料金徴収状況、補助金の有無 他（利用者の支払い意思額、支払限度額についての情報収集・分析を含む）

キ 対象地域での既設上水設備（水源・取水施設・管網含む）・下水設備（管網含む）の状況を確認する。

1) 上水施設（水源・取水施設含む）の種類・処理方式、規模（供給能力、農業用水・工業用水など生活用水以外の給水能力）、整備時期、老朽化及び施設の更新状況

2) 上水管網の整備状況、老朽化及び施設の更新状況

3) 下水処理施設の処理方式、処理能力、整備時期、老朽化及び施設の更新状況

4) 下水管網の整備状況、老朽化及び施設の更新状況

ク 対象地域での上下水道の運営・維持管理体制等を確認する。

1) 上下水道運営・維持管理計画の現状（水源及び放流先の水質管理状況を含む）

2) 上下水道の運営実績・経験

3) 無収水の実態、改善計画の有無・内容

4) 施設運転・維持管理のための組織体制・技術力の有無（市中の業者能力を含む）

5) 国・対象地域の県・市の役割分担等の現状（制度及び人員体制等）

6) 事業体の財務状況・予算状況等

ケ 電力利用可能量

現状及び将来における電力利用可能量を調査し、上下水道施設を整備し、維持管理を続けることが可能か分析する。

コ 上下水道整備計画に係る環境社会配慮方針の確認

- 1) 「国際協力機構 環境社会配慮ガイドライン (2010年4月)」(以下「JICA ガイドライン」)に基づき、環境社会配慮面から調査対象地域上下水道整備計画に係る環境社会配慮方針の確認を行い、重要な環境影響項目に対する緩和策、モニタリング計画の作成支援、チェックリストの作成支援を行う。
- 2) (大規模な住民移転がある場合)住民移転計画(RAP)の策定支援/(大規模ではない住民移転、若しくは用地取得が生じる場合)簡易型住民移転計画の策定支援を行う。開発計画策定に際し、大規模ではない住民移転、若しくは用地取得が生じる場合、JICA ガイドラインに基づき、簡易住民移転計画案の策定を行う。策定にあたっては、同ガイドラインを参照する。簡易住民移転計画案を策定するために実施した社会経済調査(財産・用地調査等)、再取得価格調査、生活再建対策ニーズ調査等の関連調査結果もJICAへ提出する。

- サ 上下水道計画中の気候変動対策・クリーン開発メカニズムの適用可能性調査の実施  
シ 対象地域における他ドナーの支援状況を確認する。  
ス 調査結果を簡潔にパワーポイントにまとめ、イラク政府に内容の確認を行う。

(3) 第2回整理作業期間(2015年4月中旬～下旬、アンマンで実施)

- ア TV会議を活用し、第1回現地調査結果をJICA地球環境部及びJICA中東・欧州部に対して説明する。
- イ 第1回現地調査の結果を踏まえ、調査対象地域における上水道・下水道整備、運営・維持管理の方向性を以下の観点から検討する。必要に応じて、現地支援要員を備上可。
- 1) 対象地域の上水道、下水道の需要予測
  - 2) 上水道整備にかかる計画対象人口・整備内容等
  - 3) 下水道整備にかかる計画対象人口・整備内容等
  - 4) 今後整備が必要な施設、及び整備計画
  - 5) 上下水道経営・管理方針(料金体系、料金徴収方針、無収水対策含む)、実施計画
  - 6) 施設運転・維持管理のための組織体制整備・技術力強化方針等
  - 7) 同計画にかかる環境影響等の検討
  - 8) 水源及び放流先の水質管理方針、実施計画
  - 9) 本邦企業が強みとする技術の紹介と導入
- ウ ア、イを踏まえ調査報告書案を作成する。(必要な追加情報があればイラク側に質問票等の送付を行い、必要情報の提供を要請する。)
- エ TV会議を活用し、JICA地球環境部及びJICA中東・欧州部に調査報告書案と第2回現地調査方針を説明・協議した後、渡航の準備を行う。

(4) 第2回現地調査期間(2015年4月下旬～5月上旬)

調査対象地域において次の業務を行う。



- ア 対象地域における上水道・下水道整備計画に係る方向性をイラク政府に提案する。
  - 1) 上水道整備計画（上水施設・システム・管網の整備内容・規模・時期・方式等）
  - 2) 下水道整備計画（下水処理場・管網の整備内容規模・時期・方式等）
  - 3) 計画内容と既存施設との役割分担（計画の整合性）
  - 4) 計画完成による定量的・定性的効果の分析・検討（計画完成後約2年を目途）
  - 5) 本邦企業が強みとする技術の紹介と導入の有効性の検討
  - 6) 同計画に係る環境社会配慮に関する対応方針の提案
- イ 運営・維持管理の改善に向けたアクション・プランの策定支援（「イラク南部水セクターの現状に係る情報収集」を通じて策定支援中のアクション・プランの精緻化）をイラク政府に行う。
  - 1) 上下水道料金設定、料金徴収状況、補助金有無含む、計画実現後の財務的持続性検証
  - 2) 本計画の運営・維持管理にかかる実施体制・無収水対策等についての提案
- ウ アについて、必要に応じ代替案の比較検討及びリスク分析/妥当性検証を行う。
- エ 調査結果を簡潔にパワーポイントにまとめ、イラク政府に内容の確認を行う。

（5） 第3回整理作業期間（2015年5月上旬、アンマンで実施）

- ア TV会議を活用し、第2回現地調査結果をJICA地球環境部及びJICA中東・欧州部に対して説明する。
- イ 第2回現地調査の結果を踏まえ、調査対象地域における上水道・下水道整備、運営・維持管理の方向性を再考する。必要に応じて、現地支援要員を備上可。
- ウ ア、イを踏まえ調査報告書案をアップデートする。
- エ TV会議を活用し、JICA地球環境部及びJICA中東・欧州部に調査報告書案と第3回現地調査方針を説明・協議した後、渡航の準備を行う。

（6） 第3回現地調査期間（2015年5月上旬～中旬）

調査対象地域において次の業務を行う。

- ア 対象地域における上水道・下水道整備計画に係る方向性をイラク政府に提案する。
- イ 運営・維持管理の改善に向けたアクション・プランの策定支援（「イラク南部水セクターの現状に係る情報収集」を通じて策定支援中のアクション・プランの精緻化）をイラク政府に行う。
- ウ アについて、必要に応じ代替案の比較検討及びリスク分析/妥当性検証を行う。
- エ 調達手続きを含めた計画実現までのスケジュールについて、月単位のバーチャート（JICAの様式に基づく）により、計画を策定する。この際、クリティカルな項目や関連する工程（EIAの承認や用地取得等を含む）を示した上で、スケジュールの妥当性を検討する。

オ 計画実現に必要なコンサルティング・サービスの M/M スケジュール、TOR 案をイラク政府に提案する。

カ イラク政府との協議結果を取りまとめ、今後のアクションを提示する。

キ 調査報告書案について先方関係機関と協議を行い、結果を取りまとめる。

(7) 第4回整理作業期間(2015年5月下旬~8月下旬)

ア 第3回現地調査の結果を受け、調査精度向上のため、メール及び電話にてイラク側関係機関との協議を継続する。必要に応じて、現地支援要員を備上可。

イ これまでの調査結果・分析・提言を調査報告書にまとめ、JICA 地球環境部及び JICA 中東・欧州部に説明の上、協議実施する。

ウ 調査報告書に係る JICA 地球環境部及び JICA 中東・欧州部との協議を踏まえて、調査報告書を作成し、最終成果品として提出する。

8. 成果品等

(1) 報告書

ア インセプション・レポート

提出時期：2015年4月上旬を予定

部数：和文3部、英文5部

イ 調査報告書案

提出時期：2015年5月中下旬を予定

部数：和文3部、英文5部

ウ 調査報告書

提出時期：2015年8月下旬を予定

部数：和文3部、英文5部

なお、上記成果品の体裁は簡易製本とし、電子データも併せて提出する。

(2) 収集資料

業務時に収集した資料及びデータは分野別に整理してリストを付した上で JICA に提出する。なお、インターネット上にてデータの確認が可能なものについては、情報源として使用した URL を記載する。

(3) 議事録・写真

第1回及び第2回現地調査時に撮影した写真(30枚程度、調査した現場の写真を含めること)を最終調査報告書に添付する。

(4) 報告書作成にあたる留意点

ア 各報告書はその内容を的確かつ簡潔に記述し、読みやすいものとする。

イ 報告書が特に分冊方式になる場合には、本編と例えばデータの根拠との照合が簡易に行えるように工夫を施す。

ウ 本調査の調査報告書は原則として公開予定であるが、非公開とすべき情報を含む場合は、JICA との協議のもと、対象となる情報が非公開となる理由について明確にしたうえで当該部分について非公開情報として取り扱うこととする。

(5) コンサルタント業務従事月報

コンサルタントは、国内・海外における業務従事期間中の業務に関し、業務従事月報を作成し、監督職員又は分任監督職員に提出する。

(6) 成果品の仕様

報告書全体を通じて、固有名詞、用語、単位、記号等の統一性と整合性を確保すること。英文報告書については、作成にあたって、その表現振りに十分注意を払い、国際的に通用する英文により作成するとともに、必ず当該分野の経験・知識共に豊富なネイティブスピーカーの校閲を受けること。

報告書の印刷、電子化（CD-R）については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン（2014年11月）」を参照するものとする。また、上記成果品はすべて簡易製本とする。

### 第3 業務実施上の条件

#### 1. 業務工程

本業務は2015年4月上旬より開始し、2015年8月下旬の終了を目処とする。

ただし、イラクの治安状況に鑑み、調査日程が後ろにずれる可能性も想定し、履行期間は2015年9月下旬までとする。

項目 \ 時期	2015年		4月下旬	5月上旬	5月中旬	5月下旬	6月上旬	~8月下旬
	4月上旬	4月中旬						
第1回整理作業	□							
インセプション・レポート提出	△							
第1回現地調査	■	■						
第2回整理作業		□						
第2回現地調査			■					
調査報告書案提出					△			
第3回整理作業				□				
第3回現地調査					■			
第4回整理作業						□	□	
調査報告書提出								△

#### 2. 業務量の目途と業務従事者の構成（案）

##### （1）業務量の目途

全体：15.8M/M（うち現地作業の目安は9M/M）

## (2) 業務従事者の構成 (案)

本業務には、以下に示す各分野の業務従事者が参加することを想定している。業務内容及び業務工程を考慮の上、より適切な構成がある場合、明確な理由とともにプロポーザルにて提案すること。なお、以下に記載の格付は目安であり、これと異なる格付を提案することも認める。ただし、目安を超える格付の提案を行う場合には、その理由及び人件費を含めた事業費全体の経費節減の工夫をプロポーザルに明記すること。

- ア 総括／上下水道整備計画 (2号)
- イ 上水道整備計画 (3号)
- ウ 下水道整備計画 (3号)
- エ 機械設備計画
- オ 電気設備計画
- カ 管路施設整備計画
- キ 組織体制／維持管理計画
- ク 財政計画
- ケ 環境社会配慮／法制度
- コ 業務調整／維持管理計画補助

## (3) 通訳

本業務には必要に応じて現地での通訳(英語⇄アラビア語)の備上が可能。経費は本見積りに含めること。

## 3. 参考資料

本業務に関して以下を含む参考資料を当機構中東・欧州部中東第二課(TEL:03-5226-6890)にて配布します。

- ・イラク南部水セクターの現状に係る情報収集・確認調査報告書(案)

## 4. 特別経費

イラク国内で現地調査をする際は、下記特別経費を認める。

(1) コンサルタントは、業務従事者の安全確保に必要な直接経費に関し、調査対象地域の治安状況に応じ、次の当該経費を契約金額に含めることができる。当該経費の見積もりは別見積とする。

- ア 警備員備上、安全対策設備費等(含む防弾車)
- イ 通信機材の購入(衛星電話機材、使用料金)
- ウ 各種保険契約(戦争特約)
- エ 現地業務調整などの傭人

## (2) 航空賃

路線の変更、他社便の利用、予約の変更などを含む緊急時の対応が可能な航空券の購入ができる。

### (3) 宿泊料

宿泊料に関しては別途契約交渉時に伝えるので、見積には含めないこと。なお、イラクにおける宿泊先は JICA イラク事務所の指定の宿泊施設のみとする。

### (4) 一般管理費等

治安面で十分安定しているとはいえない地域においては、通常とは異なる環境下における特殊な業務が必要とされる。このため、一般管理費等率につき 10%を上限として加算することができるものとする。

## 5. その他特記すべき事項

### (1) イラクにおける安全管理

現地作業期間中は安全管理に十分留意する。イラク国の治安状況については、JICA イラク事務所、在イラク日本大使館において十分な情報収集を行うとともに、現地作業時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行う。

なお、イラク国内における調査時には、下記の安全対策措置を講じることを前提として、現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載すること。

#### 【JICA 安全対策措置】

- ① 初めてイラク国に派遣される全 JICA 関係者（業務実施コンサルタント等含む）は、渡航前に安全管理ブリーフィングを必ず受講する。ただし、既に関係者としてイラク国に派遣された経験があり、直近の派遣から 1 年未満の派遣者については必須とはしない。
- ② 早め（2 か月前目途）に渡航・移動の予定をイラク事務所と協議の上、安全管理室に申請する。イラク事務所は承認を受けて、関係者の渡航予定等について在バグダッド日本大使館等関係者に対して事前報告を行う。
- ③ 民間警備会社より安全確認および安全対策措置の取り付けを行い、身辺警護を受ける。事務所（安全対策担当）安全対策クラーク、及び PSD（Personal Security Detail：警護要員）の指示には必ず従うこと。特に移動中については、PSD の指示に必ず従い、勝手な行動はしない。
- ④ 出入国時及びイラク国内移動時には、必ず事務所に連絡を入れる。
- ⑤ 防弾車両で移動を行う。
- ⑥ 渡航先については、イラク事務所と事前に必要性・緊急性を十分に協議し、必要な安全対策措置を講じた上で渡航を行う。
- ⑦ 移動時（宿舎からの外出時）は常にパスポートとその他 ID を携行する。
- ⑧ 携帯電話（必要に応じて衛星携帯電話）は常に携行し、連絡が取れるようにする（宿舎内の移動時も含む）。また、充電・クレジット切れにならないようくれぐれも注意する。

- ⑨ 宿泊先は、バスラに関しては、IEC (Iraq Energy City: バスラ市郊外に立地し、Control Risk Group 社事務所が IEC 内に立地している) を優先とし、空きがない場合や業務上やむを得ない場合は、事務所の事前了解を前提として他の宿泊先の宿泊も可とする。
- ⑩ 日没後・夜間の移動・外出は原則禁止とする。
- ⑪ 戦争特約・功労金に伴う手続きを行う。

なお、調査用務先の場所、連絡先等は対外秘であることから、業務実施契約書締結後に受注者へ連絡する。

## (2) アンマンにおける安全管理

アンマンにおける整理作業期間中は安全管理に十分留意する。当地の治安状況については JICA ヨルダン事務所、在ヨルダン日本大使館において十分な情報収集を行うとともに、整理作業時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行う。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、当地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取るよう留意する。

以上